

**令和8年度鹿児島県高度外国人材確保推進事業（インド）業務委託
企画提案募集要領**

1 目的

県内企業における高度外国人材（※）の受入れを促進するため、県内企業による海外大学からの人材獲得の機会増大を図るためのモデルを構築することを目的とする。

※ 本事業における高度外国人材とは以下のとおり。

- ・ 主に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当するもの。
- ・ 採用された場合、企業において、研究者やエンジニア等の専門職、海外進出等を担当する営業職、法務・会計等の専門職、経営に関わる役員や管理職等に従事するもの。
- ・ 海外（インド）の大学・大学院卒業同等程度の最終学歴を有している。（卒業見込みを含む。）

2 業務委託の概要

(1) 業務名

令和8年度鹿児島県高度外国人材確保推進事業（インド）業務委託

(2) 履行期限

令和9年3月31日(水)

(3) 業務概要

別添「企画提案仕様書」参照

(4) 契約上限額

2,725千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※履行完了までに要する全ての経費を含む。

3 企画提案の内容

企画提案に当たっては、本事業の目的及び仕様書の内容を考慮した上で、企画提案する業務の概要、作業工程や実施方法（インド国内2都市以上で開催されるジョブフェアにおける本県 PR エリアの確保、ジョブフェアに参加する本県訪問団一行に対する支援内容、本県企業参加募集に向けた事前説明会の開催に係る支援内容、本県関係者の現地視察への支援内容など）を具体的に提案するほか、その提案に至った考え方を示し、必要に応じて根拠となる資料を添付すること。

また、仕様書に定めのない内容であっても、本件事業の充実・促進に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

4 応募に係る資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者ではないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人ではないこと。また、次のいずれかに該当する法人でないこと。
 - ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
 - カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者
- (6) 都道府県税、消費者及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。
- (8) 鹿児島県との連絡調整が可能であり、緊急時には迅速な対応が可能であること。
- (9) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当で無いと判断するものを除く。

5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 応募に係る資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書記載の金額が上記 2（4）に定める額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する際、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) その他、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

6 スケジュール（案）

- (1) 企画提案募集開始 令和 8 年 5 月 15 日（金）
- (2) 企画提案の質問受付期限 5 月 21 日（木）17 時

- | | |
|----------------------|--------------|
| (3) 質問回答の県ホームページへの掲載 | 5月26日(火) 目処 |
| (4) 参加申込書提出期限 | 5月29日(金) 17時 |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 6月4日(木) 17時 |
| (6) 受託事業者決定・契約締結 | 6月中旬頃 |

7 質問の受付

(1) 提出方法

本業務に関する質問がある場合は、質問書(様式1)を作成の上、電子メールにて送付すること。

なお、メールの件名は「【質問書】鹿児島県高度外国人材確保推進事業(インド)業務委託(会社名)」とすること。

(2) 質問受付期限

令和8年5月21日(木) 17時(必着)

(3) 回答

質問に対する回答は、令和8年5月26日(火)を目処に、鹿児島県ホームページに掲載する。

8 参加申込書並びに企画提案書の提出

(1) 参加申込書

ア 提出書類

企画提案参加申込書(様式2)

本企画提案への参加を希望する者は、提出すること。

イ 必要部数

1部

ウ 提出期限

令和8年5月29日(金) 17時(必着)

エ 提出方法

持参、郵送、電子メール又はファックス

ただし、電子メール又はファックスにて提出する場合は、送信後に必ず電話連絡を行うこと。

(2) 企画提案書

ア 提出書類

① 企画提案書提出届(様式3)

法人(団体)名、住所、代表者、担当者名を記載すること。

② 企画提案書

以下の内容を含む提案とすること。

a 企画説明書

b 事業実施のスケジュール

c 事業実施体制

d 過去に受託した類似の業務実績

③ 参考見積書

・ 事業費の総額、内訳を明記すること。

・ 提案にあたっては、上記2(4)を上限として積算すること。

- ・ 正式な見積については、審査の結果、受託候補者として選定された者に改めて依頼する。

④ 会社等概要書

会社概要（経営理念・方針、現在の事業内容、組織体制（組織図等））

⑤ 応募資格誓約書（様式4）

⑥ 誓約書及び役員名簿（様式5）

鹿児島県警察本部に照会するために使用する。ただし、鹿児島県の入札参加資格者名簿に記載されている場合は、提出を不要とする。

イ 提出部数

6部（原本1部、副本5部）

ウ 提出期限

令和8年6月4日（木）17時（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送

9 企画提案書等の作成に係る留意事項

- (1) 企画書の提案は、1者につき1案に限る。
- (2) 企画書の規格は、A4版横書きとする。
- (3) 提出された企画書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。
- (4) 採用された企画書の使用権は県に帰属する。
- (5) 受託者決定後は、委託者と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合がある。
- (6) 企画書作成及び提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。
- (7) 必要により、追加資料提出の要請やヒアリング等を実施することがある。
- (8) 企画提案書は、受託者選定作業等必要な範囲において、複製することがある。
- (9) 提出書類の提出後の辞退は認めない。

10 審査方法及び審査結果

(1) 審査・選考方法

書面により審査するものとするが、必要に応じて企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。審査の結果、最も優れているとされた企画案を提出した者を受託者として決定する。なお、プレゼンテーションを実施する場合は、詳細な日時、場所、実施方法等について、各企画提案者に電子メール等により別途通知する。

(2) 審査・選考基準

審査・選考基準については、次の各号に合致するものとし、審査に際し、別に定めるものとする。

ア 事業の趣旨、内容に沿った企画提案であること。

イ 実施体制などを含めて、業務遂行が確実なものであること。

ウ 必要経費などが適正に計上されていること。

(3) 審査結果

選考結果は、企画提案者全員に対して書面により通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

11 契約の締結

最優秀提案者に選定された事業者は、提案した事業内容に基づき委託者と委託契約を締結するものとする。

(1) 契約の締結

委託契約の締結に当たっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを確約するものではなく、必要に応じて委託者との協議により、業務の履行に必要な具体の履行条件などの調整を行うこととする。

(2) 委託金額

事業を実施するための必要な経費とし、事業内容を修正した場合においても、上記2(4)に定める額を上限とする。

(3) 業務の再委託の禁止

委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

12 その他

(1) 手続において使用する通貨は、日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金は免除とする。

13 提出先及び問合せ先

鹿児島県商工労働水産部 外国人材政策推進課 外国人材確保推進係

住所：〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10-1 鹿児島県行政庁舎 10 階

電話：099-286-3080 Fax：099-286-3599

Mail：g-kakuho@pref.kagoshima.lg.jp